第1章

計画の基本的事項

第1節 計画改定の目的

第2節 計画の期間と位置付け

第1節 計画改定の目的

台東区は、令和2年3月に、区の環境行政の総合的かつ計画的な推進とともに、区域 における温室効果ガス排出量の削減を目指す「地球温暖化対策地域推進計画」や「環境 教育等推進法に基づく行動計画」を兼ねた「台東区環境基本計画」(以下、「本計画」と いう)を策定しました。

本計画では、主要課題である「自然」、「気候変動」、「循環型社会」「生活環境」「環境学習・協働」について5つの基本目標を掲げ、14の取組の柱の下に、区民・事業者・地域の団体や区との連携・協働による、課題解決に向けた具体的な事業を展開しています。

こうした中、深刻化する気候変動問題や世界的な脱炭素社会への動き等、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、区は令和4年2月、令和32(2050)年のゼロカーボンシティの実現を目指し、脱炭素社会に向けた取組の推進を宣言しました。

今回はこれを受けて、10か年計画の中間年度である令和6年度を待たずに本計画の中間改定を行い、地球温暖化に伴って深刻化する気候変動の様々な影響に対して、分野横断的な視点に立って計画期間後期に取り組むべき施策を明確にすることとしました。

中間改定では、基本理念、基本目標など骨子となる枠組みは前期を継承し、改定 の背景となる社会情勢等の変化や前期の進捗状況などを踏まえて、取組の柱及び取 組事業を中心に見直しを行うものです。



台東区環境基本計画(前期)の施策体系と改定の基本的な考え方

第2節 計画の期間と位置付け

1 計画期間

国内外の地球温暖化対策の目標年やSDGsと整合を図り、計画の最終年度を前期から1年延長し、令和6年度から令和12(2030)年度までの7年間とします。

| 平成 12 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | ~ | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|----------------|--------|----------|--------|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------------|--------|
| , 10年 | 月月 、 | , 1 | 1 0年間→ | (4年間) | | | (7年間) | | | | | | |
| ←10年 | 年間→ | ← | | ← 11年間 | | | | | | | | \rightarrow | |

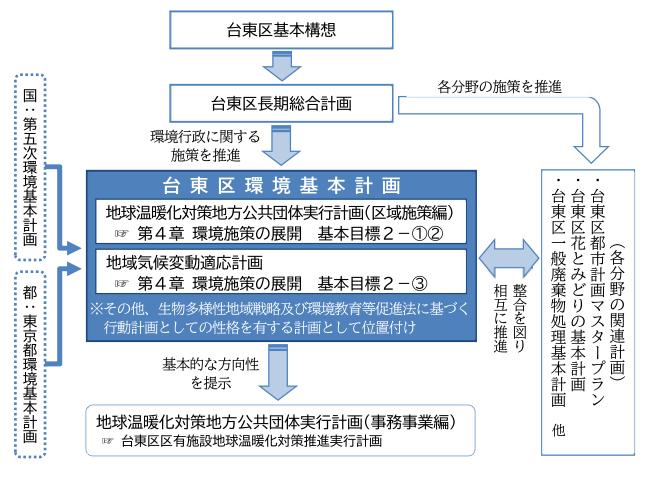
本計画の期間

2 計画の位置付け

(1) 関連計画との関係

本計画は、「台東区基本構想」「台東区長期総合計画」を上位計画とし、国の「第五次環境基本計画」、東京都の「東京都環境基本計画」を踏まえ、本区全域を対象範囲とした環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として改定するものです。

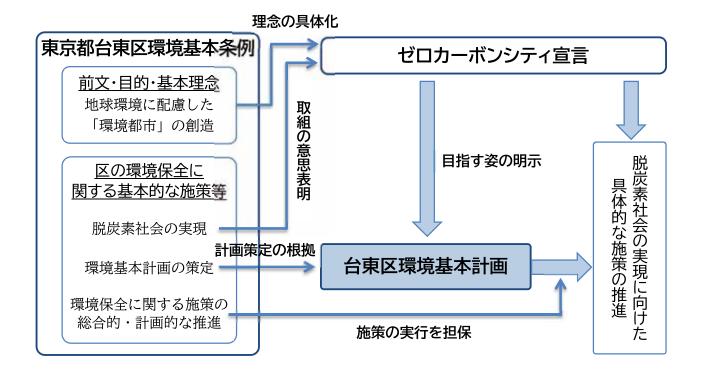
また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」や、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を含めるとともに、各種の分野別計画である「台東区都市計画マスタープラン」や、「台東区花とみどりの基本計画」「台東区一般廃棄物処理基本計画」等の関連計画との整合、相互の推進を図ることとします。



関連計画との関係

(2) 東京都台東区環境基本条例等との関係

なお、本計画は、令和6年4月施行予定の「東京都台東区環境基本条例」に基づいて、区の環境保全に関する基本的な施策を示す計画として策定するものです。



東京都台東区環境基本条例等との関係

3 本計画とSDGsの関係

平成27年、国連は先進国・途上国の別なく全ての国が目標として掲げて参画し、環境・経済・社会の課題に対して総合的に取り組む仕組みとして、令和12(2030)年に向けて世界が合意した持続可能な開発目標(SDGs)を採択しました。

SDGsは17の目標からなり、それぞれの目標は相互に密接な関連を持つとともに、具体的な169のターゲットと達成度評価のための232の指標が示されています。 国は、令和元年12月に改定した「SDGs実施指針改定版」において、地方自治体は様々な計画にSDGsの要素を反映することとしています。

本計画も全ての分野でSDGsと深く関連しており(☞49ページ)、SDGsの目標達成に向け、計画の着実な推進を図っていきます。



本計画と持続可能な開発目標(SDGs)の関係 (国際連合広報センターホームページより図を引用、加筆)